

令和元年 7 月 5 日

各 位

株式会社全銀電子債権ネットワーク

業務規程・業務規程細則の一部改正のお知らせ

特定記録機関変更記録*取扱開始に伴い、令和元年 7 月 8 日より、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、「当会社」という。）の業務規程・業務規程細則（以下、「業務規程等」という。）の一部を改正しますので、お知らせいたします。

*当会社との間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関を変更前電子債権記録機関、当会社を変更後電子債権記録機関とする記録機関変更記録（電子債権記録機関間で電子記録債権を移動するための電子記録）をいいます。

○ 業務規程等の改正点

①定義の追加（業務規程第 2 条関連）

「提携記録機関」および「特定記録機関変更記録」の定義を規定する。

②停止措置および解除等に関する免責（業務規程第 10 条関連）

特定記録機関変更記録の取扱いの停止措置および提携記録機関との提携契約の解除等による特定記録機関変更記録の取扱いの停止に関する当会社の免責について規定する。

③特定記録機関変更記録の追加（業務規程第 21 条関連）

当会社が取り扱う電子記録として、特定記録機関変更記録を規定する。

④特定記録機関変更記録の請求方式（業務規程第 23 条関連）

特定記録機関変更記録の請求方式（本業務規程および提携記録機関の定めに従い提携記録機関に請求すること）について規定する。

⑤当会社による電子記録および通知（業務規程第 25 条、業務規程細則第 15 条関連）

当会社が特定記録機関変更記録を記録した場合の、利用者への通知内容および通知方法について規定する。

⑥通知の特則（業務規程第29条、業務規程細則第16条関連）

電子記録等の通知の特則（発生記録の通知を特定記録機関変更記録の記録に伴う開示内容の記録に関する通知と誤認するおそれがあると認めた場合に通知をしないことができる旨）を規定する。

⑦特定記録機関変更記録等に関する詳細事項（業務規程第37条、業務規程細則第32条関連）

特定記録機関変更記録の請求および承諾に関する事項（当会社に通知する情報、特定記録機関変更記録の請求条件等）、記録に関する事項、当会社と提携記録機関間での通知の方法、変更後債権記録に変更前債権記録の記録事項を記録できる旨を規定する。

⑧変更後債権記録に対する変更記録（業務規程細則第32条関連）

特定記録機関変更記録の請求または承諾に併せて、電子記録債権法第16条第2項各号に掲げる事項（任意的記録事項）および利用者情報の変更記録が請求されたものとみなす旨等を規定する。

⑨開示内容の記録および通知（業務規程細則第32条関連）

業務規程細則第32条の3に定める変更記録により変更されたでんさいの内容を開示するための開示内容の記録および当該記録の通知について規定する。

⑩債権記録に記録されている事項の開示の請求方法（業務規程細則第56条関連）

特定記録機関変更記録および業務規程細則第32条の3に定める変更記録の開示の請求方法を特例開示とする旨、特定記録機関変更記録がされている場合は業務規程細則別表2に規定する事項を開示する旨等について規定する。

⑪記録請求に際して提供された事項の開示の請求方法（業務規程細則第58条関連）

業務規程細則第32条の3に定める変更記録の提供情報の開示の請求方法を特例開示とする旨、特定記録機関変更記録を請求または承諾した場合は業務規程細則別表4に規定する事項を開示する旨等について規定する。

○ 新旧対照表（赤線下線箇所が改正箇所となります。）

①【株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程】

新	旧
(定義) 第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～二十五（省略） <u>二十六 提携記録機関 当会社との間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関をいう。</u> <u>二十七 特定記録機関変更記録 提携記録機関を変更前電子債権記録機関、当会社を変更後電子債権記録機関とする記録機関変更記録をいう。</u>	(定義) 第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～二十五（省略） <u>(追加)</u>
第3章 参加金融機関等	第3章 参加金融機関
<u>(提携の停止措置)</u> <u>第10条の2 当会社は、特定記録機関変更記録の取扱いを停止することができる。</u> <u>提携の解除等に関する免責)</u> <u>第10条の3 当会社は、提携記録機関との記録機関変更記録に係る提携契約の解除または前条の規定により特定記録機関変更記録の取扱いを停止することによって利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。</u>	<u>(追加)</u>
(当会社が取り扱う電子記録) 第21条 当会社は次に掲げる電子記録をする。 一 発生記録 二 譲渡記録 三 支払等記録 四 変更記録 五 保証記録 六 分割記録 七 信託の電子記録 八 強制執行等の記録 <u>九 特定記録機関変更記録</u>	(当会社が取り扱う電子記録) 第21条 当会社は次に掲げる電子記録をする。 一 発生記録 二 譲渡記録 三 支払等記録 四 変更記録 五 保証記録 六 分割記録 七 信託の電子記録 八 強制執行等の記録 <u>(追加)</u>

新	旧
2 当会社は、利用者のでんさいに係る債権の行使のために特に必要と認めた場合には、でんさいに係る債権の行使に必要な限度において電子記録に係る特別な取扱いをすることができる。 3 当会社は、質権設定記録および<u>特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録</u>をしない。	2 当会社は、利用者のでんさいに係る債権の行使のために特に必要と認めた場合には、でんさいに係る債権の行使に必要な限度において電子記録に係る特別な取扱いをすることができる。 3 当会社は、質権設定記録および<u>記録機関変更記録</u>をしない。
(電子記録の請求) 第 23 条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、第 26 条または第 27 条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。 2 前項の電子記録<u>および特定記録機関変更記録</u>以外の電子記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。 <u>3 特定記録機関変更記録の請求は、次章および提携記録機関が定めるところに従って提携記録機関に対して行わなければならない。</u>	(電子記録の請求) 第 23 条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、第 26 条または第 27 条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。 2 前項の電子記録以外の電子記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。 <u>(追加)</u>
(当会社による電子記録および通知) 第 25 条 当会社は、第 23 条の電子記録の請求を受け付けた場合または官公署の嘱託がされた場合には、遅滞なく（利用者が第 30 条第 1 項第 9 号または第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日を指定した場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次章で定めるところにより記録原簿に記録する。 2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第 34 条第 1 項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容（<u>特定記録機関変更記録以外の記録</u>	(当会社による電子記録および通知) 第 25 条 当会社は、第 23 条の電子記録の請求を受け付けた場合または官公署の嘱託がされた場合には、遅滞なく（利用者が第 30 条第 1 項第 9 号または第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日を指定した場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次章で定めるところにより記録原簿に記録する。 2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第 34 条第 1 項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容（記録機関変更記録をしない旨を除

新	旧
<u>機関変更記録</u>をしない旨を除く。) について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。<u>ただし、当社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。</u>	く。) について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。 <u>(追加)</u>
(電子記録等の通知の特則) 第 29 条 当会社および窓口金融機関は、次に掲げる場合には、第 25 条第 2 項、第 27 条第 3 項および同条第 5 項に規定する通知その他業務規程細則で定める通知をしないことができる。 一 利用者から利用契約の解約の申出がされた場合 二 利用者が第 16 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合 三 窓口金融機関が当会社から業務停止措置等を受けている場合 <u>四 その他業務規程細則で定める場合</u>	(電子記録等の通知の特則) 第 29 条 当会社および窓口金融機関は、次に掲げる場合には、第 25 条第 2 項、第 27 条第 3 項および同条第 5 項に規定する通知その他業務規程細則で定める通知をしないことができる。 一 利用者から利用契約の解約の申出がされた場合 二 利用者が第 16 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合 三 窓口金融機関が当会社から業務停止措置等を受けている場合 <u>(追加)</u>
<u>(特定記録機関変更記録等)</u> 第 37 条の 2 <u>特定記録機関変更記録の請求または承諾および記録に関する事項については、業務規程細則で定める。</u> <u>2 提携記録機関から当会社への法第 47 条の 3 第 5 項の規定による通知および当会社から提携記録機関への法第 47 条の 5 第 3 項の規定による通知の方法は、電子ファイルもしくは書面の送付による方法とする。</u> <u>3 当会社は、変更後債権記録について、業務規程等の定めにかかわらず、変更前債権記録の記録事項を記録原簿に記録できるものとする。</u>	<u>(追加)</u>
附則 (施行期日) 第 1 条 この規程は、<u>西暦 2013 年</u> 2 月 4 日から施行する。	附則 (施行期日) 第 1 条 この規程は、<u>平成 25 年</u> 2 月 4 日から施行する。

新	旧
附則（<u>西暦 2014 年</u> 1 月 1 日改正） （施行期日） 第 1 条 この規程は、<u>西暦 2014 年</u> 1 月 1 日から施行する。 附則（<u>西暦 2017 年</u> 4 月 1 日改正） （施行期日） 第 1 条 この規程は、<u>西暦 2017 年</u> 4 月 1 日から施行する。 <u>附則（西暦 2019 年 7 月 8 日改正）</u> （施行期日） <u>第 1 条 この規程は、西暦 2019 年 7 月 8 日から施行する。</u>	附則（<u>平成 26 年</u> 1 月 1 日改正） （施行期日） 第 1 条 この規程は、<u>平成 26 年</u> 1 月 1 日から施行する。 附則（<u>平成 29 年</u> 4 月 1 日改正） （施行期日） 第 1 条 この規程は、<u>平成 29 年</u> 4 月 1 日から施行する。 <u>（追加）</u>

②【株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程細則】

新	旧
（電子記録の通知の方法等） 第 15 条 規程第 25 条第 2 項に規定する利用者は、次の各号に掲げる電子記録に応じて、当該各号に定める利用者とする。 一 発生記録 債権者請求方式による場合には債務者および債権者または債務者請求方式による場合には債権者 二 譲渡記録 譲受人 三 口座間送金決済以外の支払等による支払等記録 支払等をした者が請求する場合には債権者および支払等をした者または債権者が請求する場合には支払等をした者 四 保証記録 債権者 五 変更記録（規程第 34 条第 1 項各号で定める事項に係る変更記録を除く。） 当該変更記録について電子記録上の利害関係を有する利用者 六 強制執行等の記録 債権者および債務者 <u>2 規程第 25 条第 2 項ただし書きに規定する電子記録、通知方法、通知内容および利用者は、それぞれ当該各号に定めると</u>	（電子記録の通知の方法等） 第 15 条 規程第 25 条第 2 項に規定する利用者は、次の各号に掲げる電子記録に応じて、当該各号に定める利用者とする。 一 発生記録 債権者請求方式による場合には債務者および債権者または債務者請求方式による場合には債権者 二 譲渡記録 譲受人 三 口座間送金決済以外の支払等による支払等記録 支払等をした者が請求する場合には債権者および支払等をした者または債権者が請求する場合には支払等をした者 四 保証記録 債権者 五 変更記録（規程第 34 条第 1 項各号で定める事項に係る変更記録を除く。） 当該変更記録について電子記録上の利害関係を有する利用者 六 強制執行等の記録 債権者および債務者 <u>（追加）</u>

新	旧
<u>ころによる。</u> <u>一 電子記録 第32条の3に定める変更記録</u> <u>二 通知方法 書面もしくは電子ファイルの送付による方法</u> <u>三 通知内容 特定記録機関変更記録および第32条の3に定める変更記録が記録された旨</u> <u>四 利用者 債権者および債務者</u>	
(電子記録等の通知の特則) 第16条 規程第29条に規定する通知は、次に掲げる通知とする。 一 第33条第1項および第3項に規定する通知 二 第34条第1項、第3項および第5項に規定する通知 <u>2 規程第29条第1項第4号に規定する場合は、窓口金融機関が、利用者が規程第25条および規程第27条に規定する通知を第32条の4に規定する通知であると誤認するおそれがあると認めた場合とする。</u>	(電子記録等の通知の特則) 第16条 規程第29条に規定する通知は、次に掲げる通知とする。 一 第33条第1項および第3項に規定する通知 二 第34条第1項、第3項および第5項に規定する通知 <u>(追加)</u>
(発生記録の請求の方法等) 第17条 規程第30条第1項に規定する発生記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 2～8 (省略) 9 規程第30条第2項第7号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 一 債権金額を日本円以外の通貨とする旨 二 支払方法を分割払いとする旨 三 保証記録をしないこととする旨 四 分割記録をしないこととする旨 五 利用者以外の者を債権者または債務者とする旨 <u>六 その他でんさいネットシステムの運用に支障を生ずる事項</u>	(発生記録の請求の方法等) 第17条 規程第30条第1項に規定する発生記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 2～8 (省略) 9 規程第30条第2項第7号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 一 債権金額を日本円以外の通貨とする旨 二 支払方法を分割払いとする旨 三 保証記録をしないこととする旨 四 分割記録をしないこととする旨 五 利用者以外の者を債権者または債務者とする旨 <u>(追加)</u>
<u>(特定記録機関変更記録)</u> <u>第32条の2 規程第37条の2第1項に規</u>	<u>(追加)</u>

新	旧
<u>定する特定記録機関変更記録の請求または承諾および記録に関する事項については、この条の規定するところによる。</u> <u>2 利用者は、特定記録機関変更記録の請求または承諾をすることができる。</u> <u>3 特定記録機関変更記録を請求または承諾した利用者は、当会社および窓口金融機関が認めた場合、特定記録機関変更記録の請求または承諾を取り消すことができる。</u> <u>4 利用者は、特定記録機関変更記録を請求または承諾する場合、提携記録機関が定めるところにより、次に掲げる事項についての情報を、提携記録機関を通じて当会社に通知しなければならない。</u> <u>一 債権者の利用者番号</u> <u>二 債務者の利用者番号</u> <u>三 債権者の氏名または名称および商業登記簿もしくは法人登記簿に登録された住所または住民票等に記載された住所</u> <u>四 債務者の氏名または名称および商業登記簿もしくは法人登記簿に登録された住所または住民票等に記載された住所</u> <u>五 債権者の決済口座の情報</u> <u>六 債務者の決済口座の情報</u> <u>七 特定記録機関変更記録の電子記録の日として指定する年月日</u> <u>5 前項第5号の決済口座は、利用者が債権者請求方式による発生記録の請求をすることができる旨を内容とする窓口金融機関との利用契約で定められた決済口座でなければならない。</u> <u>6 第4項第6号の決済口座は、利用者が債権者請求方式による発生記録の請求をすることができる旨を内容とする第4項の提携記録機関所定の窓口金融機関との利用契約で定められた決済口座でなければならない。</u> <u>7 第4項第7号の年月日は、支払期日の</u>	

新	旧
<u>8 銀行営業日前以前の日で第 4 項の提携記録機関が定める日を指定することができる。</u> <u>8 利用者は、次に掲げる場合には、特定記録機関変更記録を請求することができない。</u> <u>一 記録機関変更記録をすることができない場合</u> <u>二 債権金額が日本円以外の通貨である場合</u> <u>三 債権金額が 1 万円未満または 100 億円以上である場合</u> <u>四 債務者または債権者が 2 人以上である場合</u> <u>五 支払方法が分割払いである場合</u> <u>六 発生記録に記録されている債権者以外の者が債権者である場合</u> <u>七 発生記録に記録されている債務者以外の者が債務者（電子記録保証人を含む）である場合</u> <u>八 銀行営業日以外の日が支払期日である場合</u> <u>九 支払等記録、質権設定記録、分割記録、記録機関変更記録、信託の電子記録、強制執行等の電子記録がされている場合</u> <u>十 発生記録に記録されている債務者が、規程第 27 条第 3 項の規定により電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限している場合において、発生記録に記録されている債権者を、当該電子記録権利者としていない場合</u> <u>十一 発生記録に記録されている債務者が、規程第 22 条第 1 項の定めるところにより、自らを債務者とする発生記録の請求が制限されている場合</u> <u>十二 発生記録に記録されている債権者が、規程第 22 条第 1 項の定めるところにより、自らを債権者とする発生記録の請求が制限されている場合</u>	

新	旧
<u>十三 その他第 4 項の提携記録機関が定める場合</u> <u>9 当社は、提携記録機関からの法第 47 条の 3 第 5 項の規定による通知を受けた場合には、第 4 項第 7 号の年月日以後遅滞なく、法第 47 条の 5 第 2 項に掲げる事項を記録原簿に記録する。</u> <u>10 当社は、提携記録機関から当該提携記録機関において特定記録機関変更記録の請求がされている電子記録債権が強制執行等の対象となった旨の通知を受け付けた場合には、特定記録機関変更記録の請求が取り消されたものとして取り扱うものとする。</u>	
<u>(変更後債権記録に対する変更記録)</u> <u>第 32 条の 3 当社は、利用者が特定記録機関変更記録を請求または承諾した場合には、当該特定記録機関変更記録に係る変更後債権記録について、次に掲げる変更記録の請求が併せてされたものとして取り扱う。</u> <u>一 変更後債権記録の法第 16 条第 2 項各号に掲げる事項を、次に掲げる内容に変更する変更記録</u> <u>① 銀行営業日以外の日を支払期日として提供した場合には、その翌銀行営業日を支払期日として提供したものとする旨</u> <u>② 口座間送金決済により支払をする(規程第 40 条第 2 項第 1 号①および②に掲げる場合を除く。)旨</u> <u>③ 分割記録の請求をする場合には、第 29 条第 3 項で定める場合を除き、分割債権記録に記録されるでんさいについての譲渡記録の請求を併せてしなければならない旨</u> <u>④ 質権設定記録および特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨</u> <u>⑤ 参加金融機関以外の者が債権者で</u>	<u>(追加)</u>

新	旧
<u>ある場合において、譲受人を参加金融機関以外の者とする譲渡記録を制限する旨</u> <u>二 変更後債権記録の債権者および債務者の氏名または名称（債権者または債務者が法人である場合には、これらの代表者の氏名を含む。）および住所ならびにその決済用の預金口座または貯金口座を、利用者データベースに記録されている利用者登録事項の内容（決済用の預金口座または貯金口座については、前条第4項第5号または第6号の決済口座に係るものとする。）に変更する変更記録</u> <u>2 前項第2号の変更記録の電子記録の日の前日までに、利用者データベースに記録されている利用者登録事項が変更された場合には、同号に規定する利用者登録事項の内容は、当該変更後の内容とする。</u>	
<u>（開示内容の記録および通知）</u> <u>第32条の4 当会社は、前条第1項の変更記録後、遅滞なく当該変更記録により変更されたでんさいの内容を開示するために、発生記録の請求に際して提供された情報の開示と同じ様式を用いて記録する。</u> <u>2 当会社は、前項に定める記録をした場合、窓口金融機関を通じて変更後債権記録の債務者に対し、当該記録の内容を、規程第27条第3項に定める請求内容の通知と同じ様式を用いて、電子記録名を発生記録という文字を表示して通知することができる。</u> <u>3 当会社は、前条に定める変更記録をした場合、窓口金融機関を通じて変更後債権記録の債権者および債務者に対し、当該変更記録により変更されたでんさいの内容を、規程第25条第2項に定める通知と同じ様式を用いて、電子記録名を発生記録という文字を表示して通知することができる。</u>	<u>（追加）</u>

新	旧
(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第 56 条 規程第 57 条第 1 項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 2～6 (省略) 7 規程第 57 条第 2 項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。 一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 次に掲げる事項 ① 開示する債権記録のうち、規程第 57 条第 1 項第 1 号または第 2 号に定める事項。ただし、<u>特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨、電子記録の訂正または回復の年月日、規程第 58 条第 1 項に定める事項、特定記録機関変更記録の記録事項および第 32 条の 3 に定める変更記録の記録事項</u>を除く。 ② 開示する債権記録のうち、別表 1 に規定する事項 ③ <u>特定記録機関変更記録がされている場合、別表 2 に規定する事項。ただし、別表 2 に規定する特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。</u> 二 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示 <u>次に掲げる事項</u> ① <u>開示する債権記録のうち、規程第 57 条第 1 項各号に定める事項</u> ② <u>特定記録機関変更記録がされている場合、別表 2 に規定する事項</u> 三 第 2 項第 3 号に掲げる残高の開示 開示請求の対象である利用契約にもとづいてされた債権記録（債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさいに係るものに限る。）の	(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第 56 条 規程第 57 条第 1 項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 2～6 (省略) 7 規程第 57 条第 2 項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。 一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 次に掲げる事項 ① 開示する債権記録のうち、規程第 57 条第 1 項第 1 号または第 2 号に定める事項。ただし、<u>電子記録の訂正または回復の年月日および規程第 58 条第 1 項に定める事項を除く。</u> ② 開示する債権記録のうち、別表 1 に規定する事項 <u>(追加)</u> 二 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示 <u>開示する債権記録のうち、規程第 57 条 1 項各号に定める事項</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 三 第 2 項第 3 号に掲げる残高の開示 開示請求の対象である利用契約にもとづいてされた債権記録（債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさいに係るものに限る。）の

新	旧
うち、<u>別表 3</u>に規定する事項 8 規程第 57 条第 2 項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。 一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示 窓口金融機関を通じて書面を提供する方法 三 第 2 項第 3 号に掲げる残高の開示 当会社が定める方法 <u>9 第 7 項第 1 号③および同項第 2 号②に掲げる事項については、発生記録の開示と同じ様式を用いて、電子記録名として発生記録という文字を表示して開示する。</u>	うち、<u>別表 2</u>に規定する事項 8 規程第 57 条第 2 項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。 一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示 窓口金融機関を通じて書面を提供する方法 三 第 2 項第 3 号に掲げる残高の開示 当会社が定める方法 <u>(追加)</u>
(記録請求に際して提供された情報の開示の請求の方法等) 第 58 条 規程第 59 条第 1 項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 2～5 (省略) <u>6 第 32 条の 3 に定める変更記録の請求に際して提供された情報の開示は、第 2 項第 2 号に規定する方法でのみ請求することができる。</u> <u>7 当社は、特定記録機関変更記録を請求または承諾した利用者もしくは利用契約を解約しまたは解除された元利用者から、当該特定記録機関変更記録に係るでんさいについて、規程第 59 条第 1 項に規定する請求があった場合には、別表 4 に規定する事項を開示する。なお、当該開示は、発生記録の請求に際して提供された情報の開示と同じ様式を用いて、電子記録名として発生記録という文字を、請求受付日時として第 32 条の 4 の規定による記録をした日時を表示して開示する。</u>	(記録請求に際して提供された情報の開示の請求の方法等) 第 58 条 規程第 59 条第 1 項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 2～5 (省略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>
附則 (施行期日)	附則 (施行期日)

新		旧	
第1条 この細則は、 <u>西暦 2013 年</u> 2 月 4 日から施行する。		第1条 この細則は、 <u>平成 25 年</u> 2 月 4 日から施行する。	
附則 (<u>西暦 2014 年</u> 1 月 1 日改正) (施行期日)		附則 (<u>平成 26 年</u> 1 月 1 日改正) (施行期日)	
第1条 この細則は、 <u>西暦 2014 年</u> 2 月 24 日から施行する。		第1条 この細則は、 <u>平成 26 年</u> 2 月 24 日から施行する。	
附則 (<u>西暦 2016 年</u> 4 月 18 日改正) (施行期日)		附則 (<u>平成 28 年</u> 4 月 18 日改正) (施行期日)	
第1条 この細則は、 <u>西暦 2016 年</u> 4 月 18 日から施行する。		第1条 この細則は、 <u>平成 28 年</u> 4 月 18 日から施行する。	
附則 (<u>西暦 2017 年</u> 4 月 1 日改正) (施行期日)		附則 (<u>平成 29 年</u> 4 月 1 日改正) (施行期日)	
第1条 この細則は、 <u>西暦 2017 年</u> 4 月 1 日から施行する。		第1条 この細則は、 <u>平成 29 年</u> 4 月 1 日から施行する。	
<u>附則 (西暦 2019 年 7 月 8 日改正)</u> (施行期日)		<u>(追加)</u>	
<u>第1条 この細則は、西暦 2019 年 7 月 8 日から施行する。</u>			
【別表 1 (第 56 条第 7 項第 1 号②関係)】		【別表 1 (第 56 条第 7 項第 1 号②関係)】	
No.	開示する事項	No.	開示する事項
1	債権記録の記録番号	1	債権記録の記録番号
2	発生記録の電子記録の年月日	2	発生記録の電子記録の年月日
3	発生記録(発生記録について変更記録がされていたときは、当該変更記録を含む。以下この表および別表 2 から別表 4 において「発生記録等」という。)の支払期日の年月日	3	発生記録(発生記録について変更記録がされていたときは、当該変更記録を含む。以下この表および別表 2 において「発生記録等」という。)の支払期日の年月日
4	発生記録等の債務者が支払うべき債権金額	4	発生記録等の債務者が支払うべき債権金額
5	支払等記録(支払等記録について変更記録がされていたときは、当該変更記録を含む。以下この表および別表 2 から別表 4 において「支払等記録等」という。)の支払等があった日の年月日	5	支払等記録(支払等記録について変更記録がされていたときは、当該変更記録を含む。以下この表および別表 2 において「支払等記録等」という。)の支払等があった日の年月日
6	支払等記録等の支払等に当たって要した費用の金額	6	支払等記録等の支払等に当たって要した費用の金額

新		旧	
7	発生記録等の債務者が支払うべき債権金額から支払等記録等の支払等をした金額を控除した金額	7	発生記録等の債務者が支払うべき債権金額から支払等記録等の支払等をした金額を控除した金額
8	譲渡記録の記録数	8	譲渡記録の記録数
9	分割記録の記録数	9	分割記録の記録数
10	保証記録の記録数	10	保証記録の記録数
11	強制執行等の記録の有無	11	強制執行等の記録の有無
12	支払等記録の有無	12	支払等記録の有無
13	信託の電子記録の有無	13	信託の電子記録の有無
14	特別求償権の有無	14	特別求償権の有無
15	譲渡制限の有無	15	譲渡制限の有無
16	支払不能でんさいにあつては、支払不能事由	16	支払不能でんさいにあつては、支払不能事由
17	支払不能でんさいにあつては、支払不能事由に関する異議申立の有無	17	支払不能でんさいにあつては、支払不能事由に関する異議申立の有無
18	債権者の氏名または名称、住所、債権者口座に係る情報および債権者が法人である場合には代表者の氏名	18	債権者の氏名または名称、住所、債権者口座に係る情報および債権者が法人である場合には代表者の氏名
19	債務者の氏名または名称、住所、債務者口座に係る情報および債務者が法人である場合には代表者の氏名	19	債務者の氏名または名称、住所、債務者口座に係る情報および債務者が法人である場合には代表者の氏名
20	電子記録保証人の氏名または名称、住所および電子記録保証人が法人である場合には代表者の氏名	20	電子記録保証人の氏名または名称、住所および電子記録保証人が法人である場合には代表者の氏名
<u>【別表 2 (第 56 条第 7 項第 1 号③および第 56 条第 7 項第 2 号②関係)】</u>		(追加)	
No.	開示する事項		
<u>1</u>	<u>電子記録名として発生記録という文字</u>		
<u>2</u>	<u>発生記録等の債務者が支払うべき債権金額</u>		
<u>3</u>	<u>発生記録等の支払期日の年月日</u>		
<u>4</u>	<u>変更後債権記録の記録番号</u>		
<u>5</u>	<u>特定記録機関変更記録の電子記録の年月日</u>		
<u>6</u>	<u>第 32 条の 3 第 1 項第 2 号に定める変更記録における変更後の債権者の氏名または名称、住所、債権者口</u>		

新		旧	
	<u>座に係る情報および債権者が法人である場合には代表者の氏名</u>		
7	<u>第 32 条の 3 第 1 項第 2 号に定める変更記録における変更後の債務者の氏名または名称、住所、債務者口座に係る情報および債務者が法人である場合には代表者の氏名</u>		
8	<u>債務者が債権金額を債権者に支払う旨</u>		
9	<u>銀行営業日以外の日を支払期日として提供した場合には、その翌銀行営業日を支払期日として提供したものともみなす旨</u>		
10	<u>口座間送金決済により支払をする（規程第 40 条第 2 項第 1 号①および②に掲げる場合を除く。）旨</u>		
11	<u>参加金融機関以外の者が債権者である場合において、譲受人を参加金融機関以外の者とする譲渡記録を制限する旨</u>		
12	<u>分割記録の請求をする場合には、第 29 条第 3 項で定める場合を除き、分割債権記録に記録されるでんさいについての譲渡記録の請求を併せてしなければならない旨</u>		
13	<u>質権設定記録および特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨</u>		
【別表 3（第 56 条第 7 項第 3 号関係）】		【別表 2（第 56 条第 7 項第 3 号関係）】	
No.	開示する事項	No.	開示する事項
1	残高の基準日の年月日	1	残高の基準日の年月日
2	残高の開示の対象となる利用契約に係る利用者番号および決済口座に係る情報	2	残高の開示の対象となる利用契約に係る利用者番号および決済口座に係る情報
3	でんさい（特別求償権を除く。）の合計件数および合計金額	3	でんさい（特別求償権を除く。）の合計件数および合計金額
4	発生記録等における債務者の債務の合計件数および合計金額	4	発生記録等における債務者の債務の合計件数および合計金額
5	電子記録保証債務の合計件数および合計金額	5	電子記録保証債務の合計件数および合計金額

新		旧	
6	特別求償権の合計件数および合計金額	6	特別求償権の合計件数および合計金額
7	保証人等を支払等をした者とする支払等記録等がされたでんさいの合計件数および合計金額	7	保証人等を支払等をした者とする支払等記録等がされたでんさいの合計件数および合計金額
8	でんさい（特別求償権を除く。）について次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称	8	でんさい（特別求償権を除く。）について次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称
9	発生記録等における債務者の債務について、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額	9	発生記録等における債務者の債務について、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額
10	電子記録保証債務について、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称	10	電子記録保証債務について、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称
11	特別求償権について、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称	11	特別求償権について、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称
12	保証人等を支払等をした者とする	12	保証人等を支払等をした者とする

新		旧	
	支払等記録等がされたでんさいについて、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称		支払等記録等がされたでんさいについて、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称
【別表 4（第 58 条第 7 項関係）】		(追加)	
No.	開示する事項		
1	第 58 条第 7 項の開示をした利用者を請求者とする、利用者の氏名または名称、住所、決済口座に係る情報および請求者が法人である場合には代表者の氏名		
2	電子記録名として発生記録という文字		
3	請求受付日時として第 32 条の 4 の規定による記録をした日時		
4	発生記録等の債務者が支払うべき債権金額		
5	発生記録等の支払期日の年月日		
6	第 32 条の 3 第 1 項第 2 号に定める変更記録における変更後の債権者の氏名または名称、住所、債権者口座に係る情報および債権者が法人である場合には代表者の氏名		
7	第 32 条の 3 第 1 項第 2 号に定める変更記録における変更後の債務者の氏名または名称、住所、債務者口座に係る情報および債務者が法人である場合には代表者の氏名		
8	債務者が債権金額を債権者に支払う旨		
9	銀行営業日以外の日を支払期日として提供した場合には、その翌銀行営業日を支払期日として提供したものともみなす旨		
10	口座間送金決済により支払をする		

新		旧
	<u>(規程第 40 条第 2 項第 1 号①および②に掲げる場合を除く。) 旨</u>	
11	<u>参加金融機関以外の者が債権者である場合において、譲受人を参加金融機関以外の者とする譲渡記録を制限する旨</u>	

以 上